別表第二を別表第三とし、別表第一を別表第二とし、同表の前に次の表を加える。

別表第一（第六条関係）

教育内容	授業時間数
食生活と健康	九十時間
食品と栄養の特性	百五十時間
食品の安全と衛生	百五十時間（実習三十時間以上を含む。）
調理理論と食文化概論	百八十時間
調理実習	三百時間
総合調理実習	九十時間

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現に調理師法（昭和三十三年法第百四十七号）第三条第一項第一号に規定する調理師養成施設に入所している生徒に係る教育の内容については、この省令による改正後の調理師法施行規則第六条第一号の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

○厚生労働省令第百三十六号

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第七十二号）の施行に伴い、国民年金法施行規則及び児童扶養手当法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十二月二十六日　　厚生労働大臣　田村　憲久

国民年金法施行規則及び児童扶養手当法施行規則の一部を改正する省令

次に掲げる省令の規定中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改める。

一　国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）第七十七条の七第三号

二　児童扶養手当法施行規則（昭和三十六年厚生省令第五十一号）第一条第五号ハ

附　則

この省令は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年一月三日）から施行する。

○経済産業省令第六十五号

東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八十七号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、火薬類取締法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十二月二十六日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　石原　伸晃

火薬類取締法施行規則等の一部を改正する省令

（火薬類取締法施行規則の一部改正）

第一条　火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第四項各号列記以外の部分中「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」を「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に、「東南海・南海地震防災対策推進地域」を「南海トラフ地震防災対策推進地域」に、「第六条第一項」を「第五条第一項」に、「第二条第一項」を「第二条第二項」に、「東南海・南海地震（以下「東南海・南海地震」という。）」を「南海トラフ地震（以下「南海トラフ地震」という。）」に、「第五条第一項」を「第四条第一項」に、「東南海・南海地震防災対策推進基本計画」を「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」に改め、同項第一号及び第二号中「東南海・南海地震」を「南海トラフ地震」に改め、同条第五項中「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」を「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に、「東南海・南海地震防災対策推進地域」を「南海トラフ地震防災対策推進地域」に、「第六条第一項」を「第五条第一項」に、「第二条第一項」を「第二条第二項」に、「東南海・南海地震（以下「東南海・南海地震」という。）」を「南海トラフ地震（以下「南海トラフ地震」という。）」に、「第五条第一項」を「第四条第一項」に、「東南海・南海地震防災対策推進基本計画」を「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」に改め、同項第一号及び第二号中「東南海・南海地震」を「南海トラフ地震」に改め、同条第六項中「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」を「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に、「東南海・南海地震防災対策推進地域」を「南海トラフ地震防災対策推進地域」に、「第六条第一項」を「第五条第一項」に、「第二条第一項」を「第二条第二項」に、「東南海・南海地震（以下「東南海・南海地震」という。）」を「南海トラフ地震（以下「南海トラフ地震」という。）」に、「第五条第一項」を「第四条第一項」に、「東南海・南海地震防災対策推進基本計画」を「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」に改め、同項第一号及び第二号中「東南海・南海地震」を「南海トラフ地震」に改め、同条第六項中「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」を「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に、「東南海・南海地震防災対策推進地域」を「南海トラフ地震防災対策推進地域」に改める。

（液化石油ガス保安規則の一部改正）

第二条　液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

第六十一条第五項各号列記以外の部分中「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」を「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に、「東南海・南海地震防災対策推進地域」を「南海トラフ地震防災対策推進地域」に、「第六条第一項」を「第五条第一項」に、「第二条第一項」を「第二条第二項」に、「東南海・南海地震（以下「東南海・南海地震」という。）」を「南海トラフ地震（以下「南海トラフ地震」という。）」に、「第五条第一項」を「第四条第一項」に、「東南海・南海地震防災対策推進基本計画」を「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」に改め、同項第一号及び第二号中「東南海・南海地震」を「南海トラフ地震」に改め、同条第六項中「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」を「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に、「東南海・南海地震防災対策推進地域」を「南海トラフ地震防災対策推進地域」に改める。

（液化石油ガス保安規則の一部改正）

第三条　液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

第六十一条第五項各号列記以外の部分中「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」を「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に、「東南海・南海地震防災対策推進地域」を「南海トラフ地震防災対策推進地域」に、「第六条第一項」を「第五条第一項」に、「第二条第一項」を「第二条第二項」に、「東南海・南海地震（以下「東南海・南海地震」という。）」を「南海トラフ地震（以下「南海トラフ地震」という。）」に、「第五条第一項」を「第四条第一項」に、「東南海・南海地震防災対策推進基本計画」を「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」に改め、同項第一号及び第二号中「東南海・南海地震」を「南海トラフ地震」に改め、同条第六項中「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」を「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に、「東南海・南海地震防災対策推進地域」を「南海トラフ地震防災対策推進地域」に改める。

（一般高圧ガス保安規則の一部改正）

第四条　一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

第六十三条第五項各号列記以外の部分中「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」を「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に、「東南海・南海地震防災対策推進地域」を「南海トラフ地震防災対策推進地域」に改める。

（ガス事業法施行規則の一部改正）

第五条　ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第四項各号列記以外の部分中「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」を「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に、「東南海・南海地震防災対策推進地域」を「南海トラフ地震防災対策推進地域」に、「第六条第一項」を「第五条第一項」に、「第二条第一項」を「第二条第二項」に、「東南海・南海地震（以下「東南海・南海地震」という。）」を「南海トラフ地震（以下「南海トラフ地震」という。）」に、「第五条第一項」を「第四条第一項」に、「東南海・南海地震防災対策推進基本計画」を「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」に改め、同項第